

お問い合わせ先は裏面をご覧ください

医療 ADR

手続きの流れ

医療のトラブル・充実の話し合い・納得の解決

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、裁判外の紛争解決のことです。東京三弁護士会の医療 ADR では当事者間の話し合いによる自主的な紛争解決を支援します。介護事故をめぐる紛争も対象としています。

医療紛争・介護事故

申立受付

金銭請求以外にも診療経過の説明などを求めて申し立てることもできます。医療機関・介護施設から、患者・利用者等との調整などを目的として申し立てることもできます。

相手方の応諾

期日

- 期日は裁判・調停に比べて柔軟かつスピーディに設定されます。
- 相手方が期日に出席しない場合には手続きが進められません。

和解協議

説明と対話から始まります。

和解成立

和解で解決する場合でも、仲裁判断とすることによって判決と同じ効力を持たせることが可能です。

和解契約書

金銭支払いを約束する場合もあれば、金銭支払いはなく説明と納得により紛争解決する場合もあります。

仲裁合意

仲裁判断

仲裁判断書

裁判所の判決と同じ効力があります。執行決定を受ければ強制執行も可能です。仲裁判断には原則として不服申し立てができません。

和解不成立

終了

お互いに合意にいたらない時には終了します。その場合でも、説明と対話により相互理解を促進できることもあります。

手数料

申立
手数料

金10,000円(消費税別)
申立時に申立人が納めます。

期日
手数料

金5,000円(消費税別)
期日ごとに当事者双方が各5,000円(税別)を納めます。

成立
手数料

和解成立または仲裁判断時に、解決額に応じた額を納めます。当事者間の負担割合はあっせん・仲裁人が定めます。
(金額は成立手数料早見表参照)

成立手数料早見表(消費税別)

紛争解決額(円)	成立手数料(円)
100,000	8,000
500,000	40,000
1,000,000	80,000
3,000,000	240,000
5,000,000	300,000
10,000,000	450,000
15,000,000	600,000
30,000,000	900,000

(注) 各手数料の詳細については各センターにお問い合わせください